

議員提出意見書案第 1 号

公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 3 月 10 日

総務常任委員長 鈴木 忠 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

## 公契約に関する基本法の制定を求める意見書

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められています。このような中、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争とあいまって低価格・低単価の契約や受注が増大しています。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じています。

さらに、業務委託に係る人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、業務委託を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされています。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるより良い社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要であります。さらに、男女平等参画社会の構築や障がい者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められています。また、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務であります。

よって、須賀川市議会は、国会及び政府に対し、早期に下記の事項を実施するよう強く要請します。

### 記

- 1 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、並びに職場の安全の確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
- 2 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成23年3月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆議院議長

参議院議長 宛

内閣総理大臣

議員提出意見書案第 2 号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 3 月 10 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業・経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

### 記

- 1 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- 2 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月 日

須賀川市議会議長 渡辺 忠次

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長

議員提出意見書案第3号

須賀川養護学校のカリキュラム充実を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成23年3月10日

教育福祉常任委員長 加藤和記

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

## 須賀川養護学校のカリキュラム充実を求める意見書

福島県には特別支援学校が 23 校あり、その内訳は、盲学校が 1 校、ろう学校が 4 校、知的障がい特別支援学校が 12 校、肢体不自由特別支援学校が 2 校、病弱特別支援学校が 4 校という状況で、それぞれの障がいの症状により学校としてのカリキュラムが定められています。

須賀川市内には「県立須賀川養護学校」があり、病弱者を対象としたカリキュラムのみで運営され、他の障がいのある子供たちを受け入れていません。

須賀川市において、特別支援学校に通学している児童生徒は、平成 22 年度は 61 名、平成 21 年度は 62 名、平成 20 年度は 63 名で、その約半数は知的障がいのある児童生徒であり市外に通学しています。一方、特別支援学校ではなく、一般の学校の特別支援学級へ通学している児童生徒は、平成 22 年度が 69 名でその中には、本来特別支援学校に通学すべき児童生徒も含まれています。

このように、須賀川市内には相当数の障がいのある児童生徒がおり、特に知的障がいのある児童生徒数が半数を占めているなかで、「須賀川養護学校」には知的障がい者を対象としたカリキュラムがないために、郡山市や石川町の特別支援学校への通学、もしくは、一般の学校内にある特別支援学級への通学を余儀なくされています。地元から遠い学校に通学させることは、日常の送り迎えや非常時の対応など、さまざまな心配や不安がつきまといます。

また、特別支援学校でのクラス編成の基準を 1 クラス 6 名以下とした場合に、須賀川市内においては 10 クラス以上が必要となる現状からみても、早急に須賀川養護学校の施設充実を図ることが重要であります。

このような理由から、福島県に対して、「須賀川養護学校」に知的障がいのある児童生徒を対象とするカリキュラムを創設することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

福島県教育長 宛



議員提出意見書案第4号

肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成23年3月10日

教育福祉常任委員長 加藤和記

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

## 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書

肺炎は主要死因の4位に位置し、肺炎での死亡率は高齢になるほどが増加する傾向がみられます。肺炎の要因となるインフルエンザウイルスや肺炎球菌は、呼吸器感染症における代表的病原体で、肺炎のみならず敗血症や髄膜炎といった致死率の高い合併症をも引き起こします。しかし、この両者はワクチンによる予防が可能な病原体でもあります。

特に高齢者は、インフルエンザや肺炎に罹患するリスクが高く、インフルエンザ罹患後の肺炎の要因に肺炎球菌が関与している可能性が高いとされています。実際、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを併用して接種することにより、高い有用性が報告されています。また、ペニシリン耐性肺炎球菌等の薬剤耐性化が進んでおり、ワクチンによる予防が重要視されています。

近年欧米では、肺炎の予防として両ワクチンの接種が強く奨励され、特に罹患率の高い高齢者に対する接種率を高めようとする取り組みが国家レベルで行われており、日本のワクチン行政の遅れが指摘されています。

肺炎球菌ワクチン接種率の向上には、高齢者への公費助成制度等、社会的援助体制が欠かせません。インフルエンザワクチンは、平成13年より公費助成がなされていますが、これに肺炎球菌ワクチンを併用することにより、高齢者の肺炎による死亡、入院をさらに減少させることができ、医療費の削減にもつながるものと考えます。

よって、高齢者が健康で生き生きと暮らせるよう、肺炎球菌ワクチンの接種率向上のため、政府及び関係機関に対し下記の事項の実現について強く求めます。

### 記

- 1 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種を予防接種法の「定期接種」に位置づけ、公費助成を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣 宛

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

福 島 県 知 事

議員提出意見書案第 5 号

東北関東大震災の緊急災害対策を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 3 月 22 日

提出者	須賀川市議会議員	村	山	廣	嗣
	同	佐	藤	瞭	二
	同	鈴	木	忠	夫
	同	菊	地	忠	男
	同	鈴	木	正	勝

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

## 東北関東大震災の緊急災害対策を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする我が国においては歴史上もっとも大きなマグニチュード 9.0 の地震が発生し、かつて経験したことの無い未曾有の大災害をもたらした。

当市においても、市内全域にわたり家屋の倒壊、道路の寸断などによる地域情報の不足、とりわけ市庁舎が倒壊の危険性があり、使用できない状態となったことで、災害復旧作業の対応はもとより、今後の市政執行が極めて困難な状況となっている。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所における爆発事故は今なお予断を許さない危険な状況にあり、後を絶たない当該地域からの避難者への対応と市民の安全と安心を大きく脅かす事態となり、不安と動揺が深まっている。

よって、国においては、被災者及び市民の安全を確保するとともに、被災地の 1 日も早い復興を期するため、次の措置を緊急に講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 被災者の救援を強化すること。
- 2 災害復旧や市民生活に不可欠なガソリン、灯油等燃料を早急に供給すること。
- 3 原子力発電所近隣地域の安全の確保及びすでに拡がりつつある風評被害を最小限に食い止めるためにも福島県民はもとより、国民全体に対する正確な情報提供を早急に行うこと。
- 4 道路インフラ及びライフラインを早期の復旧に向けた支援策を示すこと。
- 5 被災者に対する経済的な支援を強化すること。
- 6 医薬品をはじめ生活必需品を確保すること。
- 7 被災者及び被災地の自治体に対し、正確かつ十分な情報を提供すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣 宛

農 林 水 産 大 臣

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

防 衛 大 臣

内 閣 官 房 長 官

原子力安全・保安院長